○経済産業省告示第百六十六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月十四日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が	二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が

当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。

イ～ヘ　（略）

ト　ディスプレイの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

（一）　量子ドットの設計又は製造に係る技術

（二）　有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられる熱活性化遅延蛍光特性を有する材料の設計又は製造に係る技術

当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。

イ～ヘ　（略）

（新設）

(三) 位相差フィルムの設計又は製造に係る技術

チ 内視鏡及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

(一) 次のいずれかに該当する軟性内視鏡（先端硬性部の直径が一六ミリメートル以下のものに限る。）の挿入部の設計又は製造に係る技術

1 イメージセンサーの総画素数が二、○○○、○○○を超えるもの

2 光学レンズの視野方向が○度のもので

(新設)

あって、視野角が一二〇度を超えるもの

3　超音波内視鏡であって、光学レンズの視野方向が〇度でないものであり、かつ、視野角が一〇〇度以上のもの